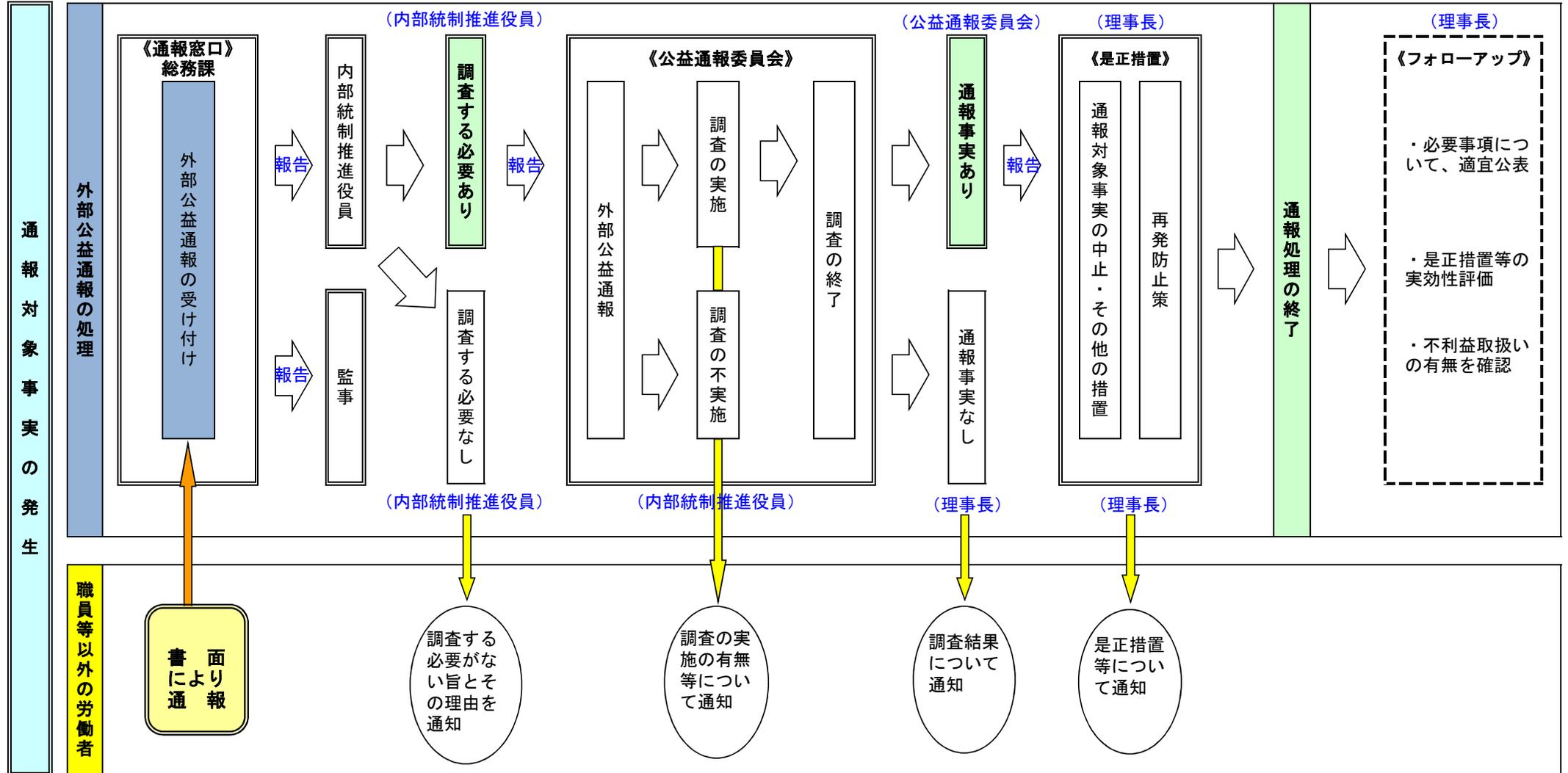


## 外部公益通報の処理に係るフローチャート



※ 外部公益通報以外の外部公益通報窓口に対する情報提供、相談等についても、調査する必要があるときは、委員会に報告するなど外部公益通報に準じた処理を行うことができます（調査の実施の有無についての通知等を除く）。当該情報提供、相談等の受付窓口は事務局総務課です。